



本安第 238 号
平成 16 年 2 月 18 日

国土交通大臣
石原 伸 晃 殿

東日本旅客鉄道株式会社
代表取締役社長
大塚 陸 毅



工事の実施に関する業務の適正化について（報告）

中央線三鷹～国分寺間の高架切換工事において平成 15 年 9 月 28 日に発生させた輸送障害及び同年 10 月 6 日に発生させた京浜東北線大森～大井町間の軌道工事における輸送障害により、多くのお客様にご迷惑をお掛け致しました。

平成 15 年 10 月 21 日から 10 月 23 日に実施された保安監査結果の「工事の実施方法に関する事業改善の命令（平成 15 年 12 月 19 日 国鉄施第 68 号）」を受けて、当社における工事の実施に関する業務の適正化を図るため、下記の改善措置を講ずることとしましたのでご報告致します。

記

1. 請負会社が行う工事についての管理体制の見直し

(1) 試験の実施内容の確認

当社が切換当日前に請負会社が行うべき試験の内容を十分に確認していなかった要因として、事前試験の工程及び試験内容の管理が適切でなかったことが挙げられます。

列車の運転に直接関わる工事における運転保安設備に関する試験については、以下に示す軽微な工事等を除き、当社社員が行うかまたは請負会社が行う試験に当社社員が立会いを行うことにより当該設備の使用開始の判定を行います。ただし、設備の使用開始となる切換日前に請負会社が行う試験においては、当社は試験の実施内容の確認を確実にを行うため、請負会社に対して試験工程や試験に関する指示及び報告を文書により確実に実施することを徹底します。具体的には以下の対策を実施します。

試験開始前に請負会社と試験の実施内容及び実施方法について具体的な打合せを実施します。試験前に請負会社から提出された試験チェックリストの内容を当社社員が確認するとともに、試験後に請負会社から提出された試験チェックリストの試験結果を当社社員が確認します。さらに請負会社と打合せを行い、新たに作成する試験工程管理表に基づき試験の実施状況を相互に確認します。

前出の「軽微な工事等」とは、信号機の電球交換・レール絶縁交換・軌道回路調整・ATCのレベル調整等の補修・調整等の保守作業に係るもの、電気転てつ機の取替・踏切制御子の取替・電源装置の取替等の配線変更を伴わない機器単体の取替作業、及び動作結線図の変更を伴わない踏切保安装置（電子踏切を除く）の工事・出発反応標識や集中監視装置の新設・撤去等とします。

上記の改善措置については、平成16年2月末までに実施します。

(2) 工事終了時の安全確認体制

当社の線路閉鎖工事終了時の安全確認が不十分なものとなった要因として、建築限界内の支障物確認の範囲及び方法を具体的に指示していなかったことが挙げられます。

線路閉鎖工事では以下に示す軽微な工事を除き、当社社員が線閉責任者として従事することにより工事終了時の安全確認を当社社員が行います。具体的には以下の対策を実施します。

当社は、工事を実施する区間（工事施工区間）を、作業を行う区間（作業区間）とそれ以外の区間（移動区間）に分け、作業区間以外での作業を禁止します。また、工事の実施にあたり、請負会社に対し建築限界内の支障物確認に係る実施方法を文書で指示します。

工事の現地責任者は、重量物等の置き場所を指定し点呼等で作業員に周知するとともに、工事終了時に指定された場所に重量物等が置かれていることを確認します。また、工事施工区間における建築限界内の支障物確認を実施し、結果を線閉責任者に報告のうえ、その内容を相互に確認記録します。

線閉責任者は、作業区間における建築限界内の支障物確認を自らも実施するとともに、工事の現地責任者に建築限界内の支障物確認結果を確認し、その内容を相互に確認記録後、線路閉鎖工事を解除します。

これにより、従来は、建築限界内の支障物確認は工事の現地責任者のみで実施していましたが、今後は、線閉責任者と工事の現地責任者の両者が作業区間内の建築限界内支障物を二重に確認することとします。

なお、軽微な工事の場合には、工事終了時の安全確認を上記と同様に請負会社が行いますが、上記記録を提出させ建築限界内の支障物確認が適切に実施されたかを当社が確認します。

前出の「軽微な工事」とは、重機械等を使用しない工事のほか、重機械等を使用する工事のうち、線路・電路の位置・構造の大幅な変更を伴う工事（本線における軌道の移設・切換、分岐器の新設・撤去・番数変更及びこれに伴う電路設備の新設・撤去、橋げたの新設・交換・撤去）及びアタッチメントの交換等により重機械等の使用目的を変更して行う工事を除いた工事とします。

上記の改善措置については、平成16年2月末までに実施します。

2. 請負会社に対する施工の指示の適正化

当社が請負会社へ提示する信号保安設備及び踏切保安設備の図面（以下「図面」という。）の承認が遅れた要因として、当社における工程管理に問題があったこと及び信号設備の仕様の決定に時間を要したことが挙げられます。

当社は工事における工程管理を確実にを行うため、工事に関する打合せについては内容を記録するとともに、請負会社に対する指示及び請負会社からの報告は文書で行います。また、新たに作成する試験工程管理表により管理し、当社から請負会社に対する試験の指示及び請負会社からの試験結果の報告は文書により確実にを行います。

当社は社内承認された図面を適切な時期に請負会社へ提示するため、当社が請負会社へ提示する承認図面の完成予定時期を工程表に具体的に明記します。

当社は工程管理を確実に行うとともに図面の完成予定時期までに社内承認を行うため、信号設備の仕様の早期決定への取り組みに向けて仕様検討体制及び図面審査体制を強化します。具体的には、当社内において工事量が増大している東京電気工事事務所に信号審査課を新設するとともに、工事管理室の工程管理グループ及び運転設備計画グループを増強します。また、東北工事事務所において図面審査担当者を増員します。

上記の改善措置については、平成16年4月末までに実施します。

3. 工事における試験方法の見直し

当社が切換当日前に配線誤りを発見できなかった要因として、事前試験の工程管理が甘く工程の遅れが十分に把握できていなかったことが挙げられます。

切換当日に実施する試験を最小限に抑えるため、切換当日でなければできない試験を除き、当社社員による竣工の確認または社内検査時までには試験装置等を使用して事前試験を必ず実施します。

当社は事前試験については新たに作成する試験工程管理表により管理し、当社から請負会社に対する試験に関する指示及び請負会社からの試験結果の報告は文書により確実にを行います。

切換当日でなければ配線作業を行えない設備については事前試験による最終確認が実施できないため、当社社員が配線図の内容を事前に確認します。

上記の改善措置については、平成16年3月末までに実施します。

当社は以上の改善措置について組織等に係るものを除き通達により実施のうえ、実施状況を踏まえ規程または標準として整備します。

東日本旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 大塚陸毅 殿

国土交通大臣

石原伸晃

工事の実施方法に関する事業改善の命令

平成15年9月28日に発生した貴社中央線三鷹～国分寺間の高架切換工事における輸送障害及び同年10月6日に発生した京浜東北線大森～大井町間の軌道工事における輸送障害によって、利用者の利便を著しく阻害したことは誠に遺憾である。

これらの輸送障害を踏まえ、同年10月21日から23日まで貴社に対する保安監査を実施したところ、これらの原因が鉄道施設に関する工事の実施方法にあることが明らかになった。

このような状態が継続されることは、同様の利用者の利便を阻害する事態又は重大な事故が発生する恐れが懸念されるところである。かかる事態を事前に防止するため、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第23条第1項の規定に基づき、下記の事項について改善措置を講ずるよう命令する。

講じた措置の状況については、平成16年2月18日までに報告されたい。

記

1. 請負会社が行う工事についての管理体制の見直し

請負会社が行う工事の管理体制について確認された事実は以下のとおりであった。

(1) 試験の実施内容の確認

平成15年9月28日の中央線切換工事において、東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」という。）は、切換当日までに請負会社が行った試験の内容がJR東日本の社内規程どおりに実施されているか否かを十分確認していなかった。

この結果、社内規程どおりに実施されていれば切替当日までに発見できた配線誤り及び配線未施工を発見できなかった。

(2) 工事終了時の安全確認体制

平成15年10月6日の京浜東北線の軌道工事では、JR東日本は請負会社に対して安全確認の範囲及び方法を具体的に指示しておらず、その結果、請負会社が行った工事終了時の安全確認が不十分なものとなった。

よって、JR東日本は、鉄道輸送の最終責任を負う鉄道事業者として、試験の実施内容の確認を適切に行うとともに、工事終了時の安全確認を適切に行うよう請負会社を管理すること。

2. 請負会社に対する施工の指示の適正化

平成15年9月28日の中央線切替工事においては踏切保安設備に関する図面の社内承認が大幅に遅れた結果、請負会社に対する施工の指示が本来必要である社内承認を得ていない図面により行われていることが認められた。

よって、JR東日本は、工事の規模に見合った工程管理を行い、社内承認された図面により請負会社へ施工の指示を行うこと。

3. 工事における試験方法の見直し

平成15年9月28日の中央線切替工事では、配線の一部を切替日前に施工し、切替当日に最終施工した複数の箇所において、切替当日に配線誤りが発見された。これらの中には、JR東日本において既に実績のある模擬試験装置による試験等を切替日前に行うことが可能な箇所も認められることから、こうした試験が行われていれば、切替日前に配線誤りが発見でき、切替当日の混乱の拡大を回避することが可能であったと考えられる。

よって、JR東日本は、切替工事に伴い利用者が負う不便を最小限にする観点から、切替当日の施工箇所についても可能な限り切替日前に試験を行うようJR東日本及び請負会社の試験方法を見直すこと。

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国土交通大臣に対し異議申立てをすることができる。